

南知多町水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水田の有する多面的な機能を守り、耕作放棄地の発生を抑制するため、農業用水の確保が困難な水田(以下「水利確保困難水田」という。)へ給水するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南知多町補助金等交付規則(昭和50年南知多町規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「水利確保困難水田」とは、農業用かんがいパイプラインが整備されておらず、給水のためにポンプ等の動力を用いる必要があると町長が認めた水田をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、次の掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 出荷及び販売を目的として町内で農産物を生産する者及び団体
- (2) 南知多町暴力団排除条例(平成23年南知多町条例第10号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員でない者並びにこれらと密接な関係を有していない者
- (3) 町税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす経費とする。ただし、国又は県の補助対象となる事業は、対象としない。

- (1) 南知多町内で所有権、賃借権又は使用貸借権に基づき耕作する水利確保困難水田(以下「補助対象水田」という。)に給水するためのポンプの燃料費であること。
- (2) 申請年度の4月1日から10月31日までの燃料費であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が前条の期間に購入した燃料費の額の範囲内とし、補助対象水田1㎡当たり1.3円を上限とする。

2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに南知多町水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 燃料費等の購入を証する書類（領収書等）
- (2) 農地基本台帳の写し
- (3) 出荷及び販売していることがわかるもの
- (4) 補助対象水田の位置図（住宅地図でも可）

(補助金の決定及び通知)

第7条 町長は、申請に係る内容を審査し、交付決定をしたときは、南知多町水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとし、補助金の交付決定をしなかったときは、南知多町水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金非該当通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 前条の規定により交付決定したときは、申請書の提出をもって規則第10条に規定する実績報告があったものとみなす。

(補助金額の確定)

第9条 第7条の規定により交付決定したときは、決定通知書の通知をもって補助金額の確定を通知したものとみなす。

(補助金の請求等)

第10条 前条の規定により補助金額の確定を通知された者は、速やかに南知多町水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による請求書が提出されたときは、速やかに補助金を申請者へ交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 申請者が第10条の請求を行わないとき。

(3) 全号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、南知多町水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により通知し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還させるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

南知多町水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金交付申請書

様式第2号（第7条関係）

南知多町水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金交付決定通知書

様式第3号（第7条関係）

南知多町水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金非該当通知書

様式第4号（第10条関係）

南知多町水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金交付請求書

様式第5号（第12条関係）

南知多町水田給水ポンプ等燃料費助成事業補助金取消通知書兼返還命令書